

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の民間受入希望者公募要領

第1 趣旨

福島県喜多方建設事務所では、濁川河川改修工事等において発生する建設発生土のうち、現場内利用や他の公共工事に活用できない建設発生土（以下「残土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、近隣の民間造成地等へ適正かつ安全に処分するために、無償（搬入者からの処分費用の徴収無）で受入を希望する者の公募を行うものである。

本要領は、残土を受入れる者（以下「受入者」という。）の決定に関し、必要な事項を定める。

第2 残土の受入希望者の申込手続き

残土の受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）は、申込書（様式1）に以下の書類を添えて福島県喜多方建設事務所長に提出しなければならない。

- （1）受入場所（以下「受入地」という。）に関する図面（位置図、平面図、横断図等）
- （2）現場写真（受入地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの）
- （3）受入地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

第3 残土の受入を申込みことができる者の資格要件

残土の受入を申込みことができる者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

- （1）無償（搬入者からの処分費用の徴収無）受入れであること。
- （2）現在事業中の濁川のほか、各発生場所周辺において残土を受入れることができること。（福島県会津地方全域及び近隣の地域）
- （3）別表1の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しないこと。
- （4）受入土量が1箇所当たり1,000m³程度を越え、受入地の面積が十分確保されていること。
- （5）受入地に至る道路について、大型ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できるような幅員が確保されていること。
- （6）残土の搬入までに、残土の受入に必要な関係法令の許可等の手続きを受入側において完了させることができること。
- （7）発生した土砂（土質）の状態を受入れるものとし、通常の残土処理の工程（ブル敷き均し）以外の分別等の作業を求めないこと。
- （8）受入地の造成に必要な擁壁、盛土の転圧等の受入地に要する費用は

原則として受入側が負担すること。また、残土荷下ろし後の管理責任は受入側とすること。(福島県喜多方建設事務所が行う行為は、原則として残土の運搬、荷下ろし作業までとするが、これによりがたい場合は、第4(4)及び第5(1)による別途協議により合意したものに限るものとする。)

- (9) 搬入時期については、公共工事の搬出に併せた受入が可能であること。
- (10) 希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。
- (11) 国、県、市町村の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。特に、令和5年3月に改正された「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)」第5条に定める受領書を交付すること。
- (12) 採石法又は砂利採取法に係る採取計画の認可を受けていること。
- (13) 民間受入地として、地元の理解が得られていること。

第4 残土

残土の発生場所は、次のとおりである。

- (1) 残土の発生場所及び発生予定量
 - ①発生場所：濁川筋（喜多方市慶徳町豊岡地内）
発生予定量：約16,000m³
 - ②発生場所：長瀬川筋（耶麻郡猪苗代町大字金田地内）
発生予定量：約9,000m³
 - ③発生場所：長谷川筋（耶麻郡西会津町下谷地内）
発生予定量：約600m³ただし、事業の進捗状況等により、発生土量を変更する場合がある。
- (2) 残土の搬出期間（予定）
令和6年度末までの期間
ただし、事業の進捗状況によっては、工期の変更に伴い、搬出期間を変更する場合がある。
- (3) 残土の状態
礫質土、砂質土、粘性土
ただし、過年度工区の調査結果によるものである。
- (4) 残土の運搬等

福島県喜多方建設事務所が実施する公共工事の受注者が、受入地までの残土運搬及び荷下ろし、敷均し作業を行うことを原則とし、これによりがたい場合は、受入条件等を申込書（様式1）に追記するものとする。また、残土は、砂礫の大きさや土質ごとに分別した上での運搬や土質の指定はできないものとする。

第5 受入者を選定するための手順

以下の手順により受入者を選定する。

(1) 受入候補者の登録(様式3、4)

福島県喜多方建設事務所長は、受入条件の詳細についての確認及び協議を行い、申請のあった受入希望者のうち資格要件に該当する者を候補者(以下「受入候補者」という。)として登録し、様式3又は4で通知する。

(2) 受入候補者の優先順位付けの基準

残土が発生する工事現場から、受入候補者の各受入場所までの運搬・処理費用、受入条件等の比較を行い、受入者を決定する。

この際、工事現場から受入箇所までの沿道環境等を考慮した上で、原則として、福島県喜多方建設事務所の費用が最小となる場所の候補者から順番に優先順位付けを行う。

(3) 受入れの決定(様式5)

福島県喜多方建設事務所長は、受入候補者の上位の者から、順次、受入期間、受入量、関係法令の許可等の確認、第3の資格要件の再確認等を行い、全ての要件を満たす者を受入者と決定する。

第6 残土の受入希望申込書等の提出先及び提出期限

(1) 残土の受入希望申込書等の提出先

〒966-0901 福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3
福島県喜多方建設事務所 河川砂防課
電話 0241-23-9191

メール: kitakata.ken.kasensabo@pref.fukushima.lg.jp

(2) 残土の受入希望申込書等の提出期限

令和6年7月26日(金)午後5時

なお、申込期限以降に受入れを希望する場合は申出ること。

ただし、残土が無くなり次第、締切るものとする。

第7 残土の受入希望申込書等の提出方法

申込書(様式1)を持参もしくは郵送、またはメールにて提出すること。

第8 問合せ、質問等

(1) 問合せ、質問等の受付期間は、公募を開始した日の翌日から、令和6年7月19日(金)(提出期限の開庁日5日前)までとし、電話又はメール等により第6(1)において受け付ける。

(2) メールによる場合は、送信後に電話により確認を行うこと。

第9 受入候補者の登録及び受入れの決定の通知

- (1) 福島県喜多方建設事務所長は、第5の受入候補者の結果を様式3又は様式4により通知する。なお、受入候補者の登録通知を受けた者は、誓約書(様式2)に以下の書類を添えて福島県喜多方建設事務所長に提出しなければならない。
 - ①受入れに伴い必要とする関係受入地の所有状況が分かる資料(地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等)
 - ②関係法令の許可書等の写し、又は、許可等を得ることの誓約書(様式2 追加事項:様式9)。
 - ③その他、福島県喜多方建設事務所長が必要と認めるもの。
- (2) 福島県喜多方建設事務所長は、第5の受入れの決定の結果を様式5により通知する。

第10 受入候補者の登録の取り消し

- (1) 受入候補者は、受入地の状況等により受入の必要がなくなったときは、受入候補者の登録取消願(様式6)を提出するものとする。
- (2) 福島県喜多方建設事務所長は、登録取消願が提出されたときは、受入候補者の登録を取り消す。

第11 その他

- (1) 今回の公募に関連して要した費用(申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等)は、受入希望者の負担とする。
- (2) 提出された受入希望申込書は返却しない。
- (3) 提出期限以降の受入希望申込書等の提出、訂正等は認めない。(ただし、あらかじめ問い合わせにより、福島県喜多方建設事務所長が承諾した訂正等についてはこの限りでない。)
- (4) 受入者は、受入の途中において、受入面積、受入希望量、造成等の構造にかかる著しい変更等が生じる恐れのあるときは、あらかじめ、福島県喜多方建設事務所長に受入内容等の変更を様式7により申請し、承諾を受けなければならない。
- (5) 福島県喜多方建設事務所長は、受入者からの変更申請の内容を承諾したときには、様式8により通知する。
- (6) 受入者の決定後、受入の途中においても第3に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入が確認された場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者の決定、及び受入候補者の登録を取り消し、それ以後の搬出は行わない。ただ

し、あらかじめ福島県喜多方建設事務所長に受入内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りでない。

- (7) 受入者は、残土の受入に必要な関係法令の許可等の手続きを完了したときは、様式9により福島県喜多方建設事務所長へ報告する。
- (8) 福島県喜多方建設事務所長は、受入地への搬出が完了したときは、様式10により通知する。
- (9) 福島県喜多方建設事務所長は、建設発生土の発生期間に変更が生じる場合は、様式11により通知する。
- (10) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と福島県喜多方建設事務所長が協議の上決定するものとする。

別表1（第3の（2）関係）暴力団等排除措置に関する項目

- 1 役員等（受入者が個人である場合にはその者を、受入者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 受入地の整備に係る契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約に当たり、その相手方が1から5までのいずれかに該当すると知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。

様式 1 申込書

様式 2 誓約書

様式 3 受入候補者の登録について（通知）・・・登録○

様式 4 受入候補者の登録について（通知）・・・登録×

様式 5 受入れの決定について（通知）

様式 6 登録取消願

様式 7 変更申請書（受入内容の変更）

様式 8 受入内容の変更について（通知）

様式 9 報告書

様式 10 搬出完了について（通知）

様式 11 発生期間（予定）の変更について（通知）

(様式1)

令和 年 月 日

申 込 書

福島県喜多方建設事務所長 様

申込者 (受入希望者)

住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土について、下記のとおり受入れを希望しますので、関係する書類を添えて申し込みます。

記

- 1 残土受入地の位置〇〇市(郡) △△町□□番地
- 2 受入れの目的
- 3 残土受入地の面積 (m²)
- 4 受入希望土量 (m³)
- 5 受入希望時期令和〇年〇月から令和〇年〇月まで
- 6 残土の受入れに伴って関係する法令
・
・
- 7 担当者の氏名 (申込者と同じ)
- 8 連絡先 TEL:
メール:
- 9 追記事項

(様式2)

令和 年 月 日

誓約書

福島県喜多方建設事務所長 様

申込者(受入希望者

住所及び氏名

(法人にあたっては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の受入について、下記のとおり対応することを誓約します。

記

- 1 希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保できなくても了承します。
- 2 残土受入地において、残土荷卸し後は、自社(私)の責任において管理するとともに、土砂の崩落、流出等の事故が発生した場合は、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
- 3 残土受入地周辺に溢水、汚水等による周辺環境への影響があった場合、速やかに対策を行うとともに、関係機関等に連絡します。
(今後、関係法令の許可等を受ける必要がある場合には、以下を追加すること。)
- 4 申込書の6に示す残土の受入れに伴って関係する以下の法令については、受入までに必要な手続きを完了させます。なお、手続き完了後は、速やかに様式9によりその旨を報告します。

(様式3)

6 喜建第 号
令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者氏名 様

福島県喜多方建設事務所長

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の受入候補者の登録
について (通知)

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記の残土の受入希望については、貴
殿を受入候補者として登録したので通知します。

なお、今後、登録候補者の中から、受入者を決定のうえ通知します。

(事務担当 河川砂防課 ○○ ○○○○ 電話：0241-23-9191)

(様式4)

6 喜建第 号
令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者氏名 様

福島県喜多方建設事務所長

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の受入候補者の登録に
ついて（通知）

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記の残土の受入希望については、審査の結果、下記の理由により、受入候補者となることはできませんでしたので通知します。

なお、不明な点等がありましたら、お問い合わせください。

記

(理由)

(事務担当 河川砂防課 ○○ ○○○○ 電話：0241-23-9191)

(様式5)

6 喜建第 号
令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者氏名 様

福島県喜多方建設事務所長

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の受入れの決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申込みのあった標記の受入希望については、下記のとおり決定したので通知します。

記

受渡予定量：約〇〇〇m³

受渡し時期：〇年〇月から〇年〇月まで

(事務担当 河川砂防課 〇〇 〇〇〇〇 電話：0241-23-9191)

(様式6)

令和 年 月 日

登 録 取 消 願

福島県喜多方建設事務所長 様

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の受入候補者の登録の
取り消しについて

このことについて、今後、残土受入の必要がなくなりましたので、登録の取
消をお願いします。

受入候補者

住所及び氏名 印

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(様式7)

令和 年 月 日

変更申請書

福島県喜多方建設事務所長 様

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の受入内容の変更に
ついて

このことについて、下記のとおり受入内容に変更が生じたので、関係する書類を添えて申請します。

申請者（受入者）

住所及び氏名 印

（法人にあつては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

記

受入通知番号等	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇第〇〇号	
	変更後	変更前
変更の内容		

注) 要領第2に定める受入希望の申込時に添付した書類のうち、変更にかかるものを添付すること。

(様式8)

喜建第 号
令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者氏名 様

福島県喜多方建設事務所長

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の受入内容の変更に
ついて（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった標記の残土の受入内容の変更については、
承諾しましたので通知します。

(事務担当 河川砂防課 ○○ ○○○○ 電話：0241-23-9191)

(様式9)

令和 年 月 日

報告書

福島県喜多方建設事務所長 様

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の受入にあたり必要な
関係法令手続きについて
誓約書の4で示した「〇〇条例」及び「〇〇法」については、別添許可書写し
のとおり、それぞれ令和〇年〇月〇日、同年〇月〇日に許可を受けました。

受入候補者

住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(様式 10)

6 喜建第 号
令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者氏名 様

福島県喜多方建設事務所長

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の受入地への搬出完了に
ついて（通知）

令和 年 月 日付け第〇〇号で受入れ決定を通知した下記の工事については、
貴殿の残土受入地への搬出が完了したので通知します。

記

残土受入地の位置 〇〇市(郡) △△町 □□番地

搬出量 (m3)

完了年月日

(事務担当 河川砂防課 〇〇 〇〇〇〇 電話：0241-23-9191)

(様式11)

6 喜建第 号
令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者氏名 様

福島県喜多方建設事務所長

濁川河川改修工事等で発生する建設発生土の発生期間（予定）の変更について（通知）

令和 年 月 日付けで申込みのあった民間受入希望者の公募にかかる、標記の発生期間（予定）については、下記のとおり変更しましたので通知します。

継続して残土の受入れを希望する場合は、様式7により、受入内容の変更（受入希望時期等）を申請してください。なお、提出期限は現在の公募申込書における受入希望終了月末までとします。

記

発生期間（前回）：○年○月上旬から○年○月末日まで

発生期間（今回）：▽年▽月上旬から▽年▽月末日まで

(事務担当 河川砂防課 ○○ ○○○○ 電話：0241-23-9191)